

株式会社NNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNN

殿

NNNNN税務署長

平成XX年XX月XX日

課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告について

平成XX年XX月XX日

貴法人の消費税及び地方消費税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限は、課税期間終了の日の翌日から2か月以内であり、また、その提出期限が消費税及び地方消費税の納期限でもありますので、次の事項にご留意のうえ期限内に申告・納付してください。  
 なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合(消費税課税事業者選択届出書を提出している場合を除きます。)には、確定申告書を提出する必要はありません。

- (注) 1. 上記にかかわらず、新規に設立された法人のうち、当該事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人については、基準期間のない課税期間(一般的には、設立第1期目及び第2期目)においては、確定申告書を提出する必要があります。  
 なお、基準期間の課税売上高が計算できる課税期間(一般的には、設立第3期目)からは、原則としてその基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。したがって、基準期間の課税売上高が1,000万円以下である場合には、確定申告をすれば還付税額が発生する場合であっても、事前に「消費税課税事業者選択届出書」を提出していなければ、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。
2. 基準期間の課税売上高が5,000万円を超える法人は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合でも、簡易課税制度を適用して確定申告をすることはできません。この場合には、一般用の申告書を使用して確定申告を行うこととなりますので、ご注意ください。
- ◎ 電子申告では書面による申告書と異なり1部のみ提出となりますので、同一の申告について二重に送信しないでください。  
 なお、別途郵送等により提出していただきます書類につきましては、2部としていただくようお願いいたします。

・ 中間申告分の消費税額は、-123,456,789,012,345 円となっています。  
 ・ 中間申告分の地方消費税額は、-123,456,789,012,345 円となっています。  
 (注) 1月ごとの中間申告を行った場合、中間納付税額及び中間納付譲渡割額は表示されません。最終の中間申告分までの消費税額を合計して申告書「10」欄に、地方消費税額を合計して申告書「21」欄に入力してください。

○ 消費税及び地方消費税の届出に関する事項

・ 「消費税簡易課税制度選択届出書」の最新提出状況	: 提出年月日	平成XX年XX月XX日
・ 「消費税課税事業者選択届出書」の最新提出状況	: 提出年月日	—
・ 「消費税課税期間特例選択届出書」の最新提出状況	: 提出年月日	—
・ 基準期間の課税売上高	: 基準期間	自平成XX年XX月XX日 至平成XX年XX月XX日
	: 課税売上高(年換算後)	123,456,789,012,345円

※この情報は、平成XX年XX月XX日時点のものです。  
 (注) 1.各選択届出書を提出していない、又は、不適用の届出書を提出している場合、提出年月日は「—」と表示されます。  
 (注) 2.消費税及び地方消費税の届出に関する事項は、貴法人の申告書及び届出書等から再度ご確認ください。

○ 納付に関する事項

・ ダイレクト納付利用可能金融機関 : NNNNNNNNNN銀行NNNNNNNNNN支店  
 普通預金 1234\*\*\*\*

消費税及び地方消費税は、消費者からの預り金的な性格を有する税です。必ず期限内に申告・納付をしてください。申告・納付が遅れますと、本税以外に加算税や延滞税を納付していただくこととなります。  
 延滞税は、原則として、その法定納期限の翌日から納付される日までの日数に応じ、未納に係る本税の額に年「14.6%」の割合を乗じて計算した額となります。  
 なお、納付の期限を経過して、納付の相談もなく滞納となったままにしておくと、財産差押え等の滞納処分を受けることとなります。納付できない事情がある場合には、お早めに税務署にご相談ください。  
 (注) 納付が遅れますと、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税を併せて納付する必要があります。  
 延滞税の割合は次のとおりです。

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで………年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合(年単位(1月1日～12月31日))で適用)
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後………年「14.6%」

なお、修正申告及び期限後申告による納付の場合には、延滞税の割合が異なる場合がありますので、税務署(管理担当)にご相談ください。

- ◎ 一般用の申告書には付表2を、簡易課税用の申告書には付表5を、それぞれ申告書と併せて提出してください。  
 なお、旧税率(3%)が適用された取引がある場合、一般用の申告書には、付表2ではなく付表1及び付表2-(2)を、簡易課税用の申告書には、付表5ではなく付表4及び付表5-(2)を、それぞれ申告書と併せて提出してください。
- ◎ 還付税額のある申告書を提出される方は、「消費税の還付申告に関する明細書」を申告書と併せて提出してください。
- ◎ 免税事業者である法人に対しても、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出していない場合には、納付書をお送りしていることがありますので、該当する場合には、当署までご連絡ください。
- ◎ 申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、[国税庁ホームページ](http://www.nta.go.jp)(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。  
 また、[申告手続についての各種参考情報はこちらをご覧ください。](#)
- ◎ e-Taxについてご不明の点がありましたら、ヘルプデスクまでお問い合わせください。
- ◎ この文書による行政指導の責任者は、表記の税務署長です。

TEL 0570-015901